

第 8 回 吹 田 市 政 策 会 議 開 催 結 果 に つ い て

日時:平成30年1月16日(火)10時00分～11時00分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員8名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、児童部長、福祉部長、健康医療部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について	福祉部 (内本町地域保健福祉センター、亥の子谷地域保健福祉センター、千里ニュータウン地域保健福祉センター、高齢福祉室、障がい福祉室)
○審議内容と結果	
<p>【案件概要】 団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の大幅な増加が見込まれる2025年を見据え、高齢者・障がい者が住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るため、相談支援体制を整備及び強化し、福祉サービスの向上を図るものです。</p>	
<p>【所管部の考え方】 これまで地域保健福祉センターが果たしてきた「高齢者・障がい者の身近な相談窓口」としての役割を、実績のある民間法人に委託し、民間活力を生かすことで、より専門性の高いサービスの提供を目指します。 また、今後見込まれる高齢者・障がい者人口の増加に対応するため、相談支援体制の整備を行います。 直営で行わなければならない福祉サービス支給決定業務については、市職員を本庁に集約し、スケールメリットを生かすことで業務の効率化をすすめる一方、市は委託事業者と連携しながら、事業者間の総合調整や支援困難事例等の後方支援を行う基幹型としての役割を果たしていきます。 以上を踏まえて、コミュニティセンターに併設した地域保健福祉センターを6ブロックに整備する方針を見直します。</p>	
<p>【審議事項】 1 高齢者・障がい者相談支援体制の強化 2 コミュニティセンターにおける地域保健福祉センター併設の見直し</p>	
<p>【審議結果】 質問・・・平成24年3月に開催した政策会議において、本件に関連してどのようなことが決定されたのか、念のため確認しておきたい。 回答・・・もともとは、平成23年7月及び8月に開催された経営戦略会議において、千里山駅前商業施設内に地域保健福祉センターを「整備する」方向性が確認されていたが、その後、地域包括支援センターのアウトソーシングによる整備が具体化されたことや、法改正の影響も含めた障がい者施策における新たな課題に取り組む必要があることを考慮し、当時の所管である福祉保健部から、千里山駅前商業施設での地域保健福祉センターの「整備を見送る」内容で政策会議に諮られ、平成24年3月の政策会議で決定された。</p> <p>質問・・・①高齢者相談支援については、高齢福祉室内の基幹型(統括的役割)1か所と15か所の委託型を整備することで十分な機能を果たすことができる。 ②障がい者相談支援については、委託型5か所から委託型6か所とし、これまで市内に偏在していた相談支援センターが地域ごとにバランスよく配置されることとなる。また障がい福祉室における基幹型(統括的役割)を強化する。 ③各相談支援センターにおいて給付申請等も行えるようになる。 以上のことから、今回の提案はサービスの向上につながるものである。このように認識して問題ないか。 回答・・・問題ない。高齢者、障がい者ともに、相談支援体制の強化につながるものと考えている。</p> <p>意見・・・高齢者と障がい者の相談支援体制については、一体的に整備される場合もあるが、本来、高齢者と障がい者は人口も必要となるサービス内容も異なるため、それぞれのサービスのあり方を議論し、それぞれの動向に応じた体制を整備すべきである。今回の提案は、高齢者と障がい者のそれぞれに対して、十分な相談支援体制を整備するという観点から整理を行ったものと言える。</p> <p>指示・・・委託により、民間事業者のノウハウを活用しながらサービスの充実を図る一方で、市が直営で行う基幹型の地域包括支援センターの体制を強化し、より困難な事例については基幹型で集約して対応していることなど、委託型と基幹型の役割分担を明確にする。このことにより、様々なニーズに対して、より効果的に対応できるといった内容を、分かりやすく説明できるようにしておくこと。</p> <p>質問・・・資料1の1ページ3の(2)アのとおり、「職員は従来の兼任から専任とする。」とあるが、兼任とはどういうことを指すのか。 回答・・・福祉サービス事業所自体が行っている業務との兼務を指している。今回、兼任から専任への移行を進めるにあたっては、委託の際の仕様書の中で、従事者を専任とすることを要件として定める。</p> <p>指示・・・評価システムについては、委託事業者をきちんと評価できるシステムとなるよう設計すること。評価書の記入だけでは見えないこともある。システムの設計においては、特に、立上げ時期が重要であるため、現場への立ち入りによる評価なども検討すること。</p> <p>まとめ・・・本案件は承認された。今回の会議で出された意見を踏まえて、手続きを進めること。</p>	